

公 告

ア ク サ 生 命 健 康 保 険 組 合

理 事 長 竹 田 和 弘

令 和 8 年 度 に お け る 平 均 標 準 報 酬 月 額 に つ い て

健康保険法第 47 条の規定による、当組合の令和 7 年 9 月 30 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）及び令和 8 年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

1. 令和 7 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額 4 8 4 , 4 1 0 円
2. 令和 8 年度における平均標準報酬月額（等級） 4 7 0 , 0 0 0 円（29 等級）
令和 8 年度における平均標準報酬日額（等級） 1 5 , 6 7 0 円（29 等級）
3. 適用期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（注）上記 2. の平均標準報酬月額は、下記①②において適用されます。

- ① 退職後に任意継続される際に、退職時の標準報酬月額と加入者平均標準報酬月額のどちらか低い方の金額に対して保険料を賦課します。
- ② 傷病手当金や出産手当金の 1 日あたりの支給額を計算する際に、支給開始日以前の被保険者期間が 12 ヶ月に満たない場合には、支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額と、加入者平均標準報酬月額を比べて少ない方の額を使用して計算します。

以上